



序章 計画作成の目的と位置付け

第1節 計画作成の背景と目的

I 文化財保護法の改正と静岡県文化財保存活用大綱

国内の人口減少・少子高齢化の社会状況の変化を背景に、各地域の貴重な文化財の滅失・散逸の防止が緊急の課題となっています。このような状況の中、平成29年（2017）5月に文部科学大臣より文化審議会ぶんかしんぎかいに対して「これからの文化財の保存と活用の在り方」について諮問しもんがなされ、同年12月に「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」が取りまとめられました。

これを踏まえ、平成30年（2018）に文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）が改正され、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画及び国指定等文化財の所有者が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定、市町村による文化財保存活用支援団体の指定等が制度化されました。

この法改正により、各地域の文化財行政には、中・長期的な視点に立った、計画的・持続的な文化財の保存・活用の取り組みの”見える化”が求められています。あわせて、文化財のまちづくりへの利活用や、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した地域総がかりによる、文化財の次世代継承の促進も求められています。

令和2年（2020）3月、静岡県は全国に先駆けて、県内における今後の文化財の保存と活用についての基本的な方向性を示した静岡県文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）を策定しました。「美しい“ふじのくに”の文化財」を県民総がかりで守り、誰もが、親しみながら、未来へつなぐ」を基本理念として、「文化財の確実な保存」、「文化財を支える多様な人材の育成」、「文化財の効果的な活用」を基本方針として定めています。沼津市文化財保存活用地域計画（以下「本計画」という。）の作成にあたっては、県の策定した大綱を勘案しました。



2 計画作成の目的

現在、文化財は確実な保存に加え、教育への一層の活用や、観光やまちづくりに活かすことで地域活性化につなげるなど、文化財が果たす役割への期待が大きくなっています。こうした中、本市では令和3年（2021）に策定した第5次沼津市総合計画の中で、「地域の宝を活かすまち」をまちづくりの柱の1つに位置付けています。

一方国内では、人口減少と少子高齢化が進行し、大都市圏への若年層の流出とそれに伴う地方の担い手不足という不均衡が進み、地方自治体の疲弊が懸念されています。本市も、人口の自然減少や少子高齢化の進行、人口流出による経済規模の縮小や労働力人口の減少が喫緊の課題となっています。こうした社会的要因による文化財を守るための担い手不足や、近年の異常気象による大規模な風水害、南海トラフ巨大地震などの大規模災害による文化財の滅失や散逸も危惧されています。

このような背景を踏まえて、地域の宝である文化財をまちづくりに活かすため、本計画では、文化財の所有者や行政関係者だけでなく、地域住民や各種団体との連携も含め、指定・未指定に関わらず、あらゆる文化財を保存・活用し、本市の文化財が地域住民のみならず市外の人々にも親しまれる姿を実現するための取り組みを示します。

なお、作成にあたっては、文化財保護法第183条の3の規定及び「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（令和5年（2023）3月）を踏まえました。



沼津市街地上空写真



第2節 地域計画の位置付け

本計画は、上位計画にあたる第5次沼津市総合計画や沼津市教育大綱、沼津市教育基本構想・同実施計画に基づき作成しました。また、本市の文化財の保存・活用に関わる各種関連計画との連携・調整のもと、計画の方針や取り組みを定めました。

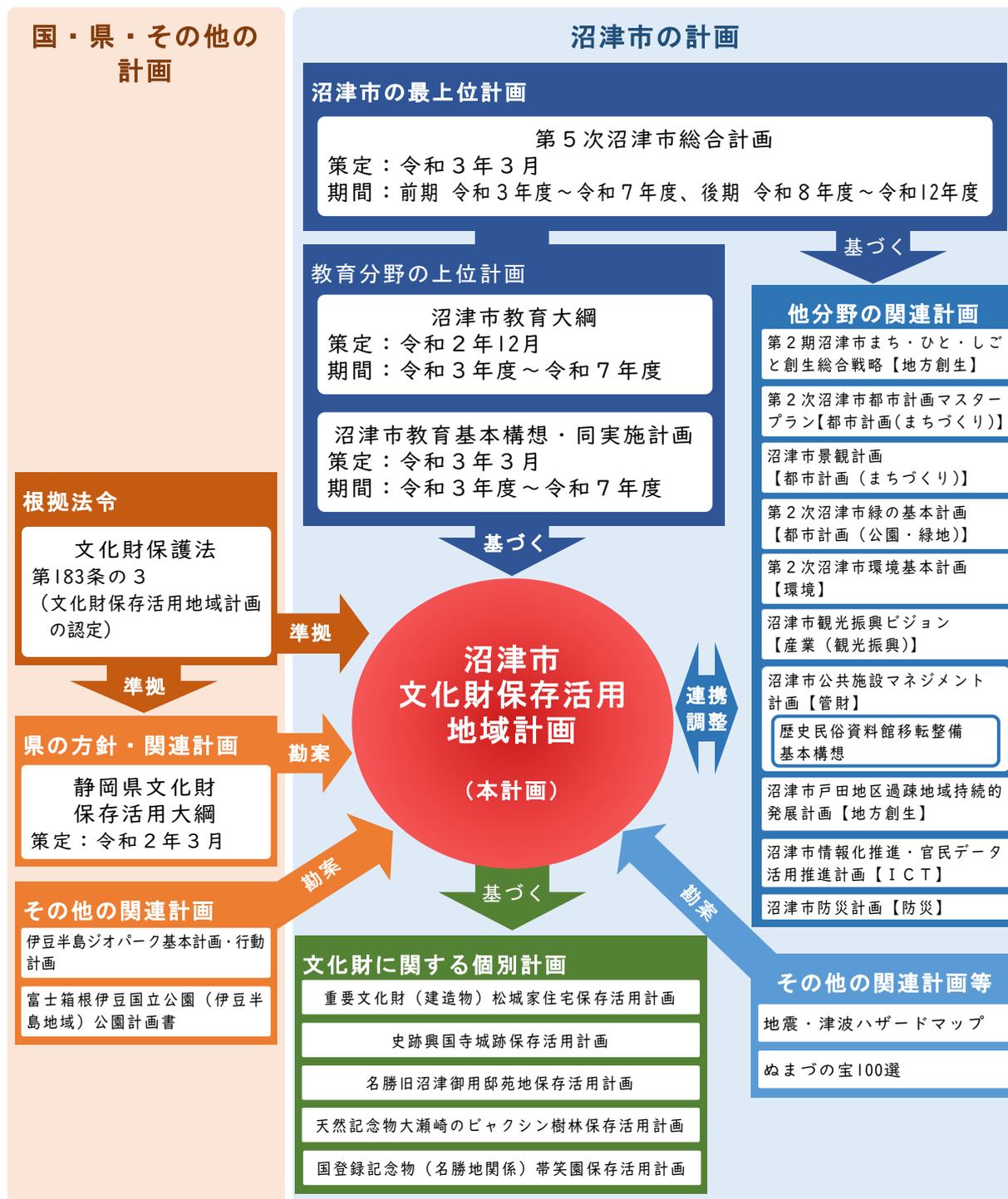


図1 沼津市文化財保存活用地域計画の位置付け



I 市の上位計画

本計画の上位計画は次のとおりです。

表1 市の上位計画の一覧

番号	分野	名称	作成機関	策定期期
1	総合	第5次沼津市総合計画	沼津市	令和3年3月
2	教育	沼津市教育大綱	沼津市	令和2年12月
3	教育	沼津市教育基本構想・同実施計画	沼津市	令和3年3月

(1) 第5次沼津市総合計画

策定：令和3年（2021）3月

期間：令和3年度（2021）～令和12年度（2030）

第5次沼津市総合計画は、令和3年度から10年間の本市の基本方針を定めた総合計画です。ここでは、本市の目指す将来都市像の実現に向けた8つの「まちづくりの柱」を掲げており、柱4「地域の宝を活かすまち」の施策である「地域資源の創造と磨きあげ」において、文化財等の歴史・文化資源の保存と活用を主な取り組みの1つとして位置付けました。また、柱5「安心して子どもを産み育てられるまち」の施策である「地域を支える人づくり」において、「郷土への愛着と誇りの醸成」を主な取り組みの1つとして位置付けています。

令和3年度から7年度を計画期間とする前期推進計画においては、「文化財保存活用事業」を主要事業に位置付け、市内にある文化財を西部、中央、北部、南部の4つのエリア（地域）に分け、それぞれの拠点となる文化財を中心に、地域資源として保存・活用を図ることを目的に実施しています。

なお、本計画で使用する地域区分は、総合計画の地域区分を基準として使用していますが、町村合併の歴史的背景を加味し、第三地区を南部地域ではなく中央地域として扱っています。

（図6 沼津市の地域・地区区分参照）



第5次沼津市総合計画（表紙）



第5次沼津市総合計画の将来都市像
「人・まち・自然が調和し、躍動するまち ～誇り高い沼津を目指して～」

まちづくりの柱	施策	基本計画（主な取り組み）
【柱2】 ヒト中心で都市の魅力にあふれるまち	④快適な住環境の整備	1 良好な景観の維持・保全 →世界遺産である富士山の眺望をはじめ、伊豆半島ジオパークを構成するジオサイト、世界で最も美しい湾クラブに加盟している駿河湾など、広域的に形成される美しく魅力あふれる自然景観の保全を図ります。
	⑤居心地よく質の高い都市空間づくり	2 都市公園の整備と利活用 →公園施設の機能の向上と安全性を確保し、多くの人や住民が集まる魅力的な公園整備を進めます。 関連：長浜城跡、帯笑園、興国寺城跡
【柱4】 地域の宝を活かすまち	②地域資源の創造と磨きあげ	1 インナープロモーションの推進 →沼津の宝といえる地域資源の周知啓発を図ります。 →教育現場と連携し、学校の授業等において地域資源の活用を図り、地域への愛着を育むとともに、認知度の向上につなげます。
		2 歴史・文化資源の保存と活用 →地域に根差した祭典や伝統文化、各地域に点在する歴史資源などについては、保護や継承を適正に行うとともに、これらとの調和を図りながら、地域の活性化に向けて活用を図ります。 →歴史上極めて価値の高い高尾山古墳について、本市の宝として適切な保存整備を進め、国史跡指定を目指します。 →高尾山古墳や興国寺城跡などの整備にあたっては、近隣の観光資源との連携等により回遊性のある活用が図られるよう、地域と協力して進めます。
		3 新たな地域資源の発掘・創造 →地域固有の植生や特産物、アニメ等のコンテンツについて、市民、地域、各種団体、行政が力を合わせて新たな地域資源として発掘・創造、話題作りなどを行い、地域の活性化を図ります。
	③沼津ならではの観光の提供	1 にぎわいの創出 →海や海岸線の景観や、海があるまちならではの食やスポーツ、歴史・文化などを活かして、海の魅力を内外に発信し、海辺のにぎわいとネットワークづくりを進めます。
		2 地域資源を活用したツーリズムの推進 →本市の様々な地域資源を歴史・文化、自然景観などのテーマで連携させ、これらの周遊観光の促進により、観光誘客を進めます。 →市民が進める地域の歴史・文化や産業を活かした魅力増進及びにぎわい創出活動を支援し、連携協力によるまちのにぎわいづくりを促進します。
【柱5】 安心して子どもを産み育てられるまち	⑤地域を支える人づくり	3 郷土への愛着と誇りの醸成 →地域の文化や歴史、自然、産業などを再発見し、その魅力や強みを発掘する機会を増やすなど、地域住民が地域を学ぶ機会を拡大します。
【柱8】 環境と共生する持続可能なまち	③自然共生型のまちづくり	1 自然環境・生物多様性の保全 →身近な自然環境における生物多様性を守るための行動を支援します。 →市民共通の財産ともいえる愛鷹山麓や達磨山山系などに広がる森林や千本松原などの保護及び育成を推進します。

序章
 第1章
 第2章
 第3章
 第4章
 第5章
 第6章
 第7章
 第8章
 資料集

図2 第5次沼津市総合計画における文化財の位置付け



(2) 沼津市教育大綱

策定：令和2年（2020）12月

期間：令和3年度（2021）～令和7年度（2025）

沼津市教育大綱は、本市の総合計画を踏まえ、本市の教育が目指す基本的な方向や推進すべき施策を明らかにするものとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき市長が定めたものです。目的・趣旨として「誇り高い沼津を創造する 貴き志を持つ人づくり」を掲げ、「人間力を磨く教育」と「地域総がかりで取り組む教育」を基本方針に定め、これに基づき沼津市教育基本構想を策定しています。

(3) 沼津市教育基本構想・同実施計画

策定：令和3年（2021）3月

期間：令和3年度（2021）～令和7年度（2025）

「沼津市教育基本構想」は、市長が策定した「沼津市教育大綱」を踏まえ、本市の教育の方向性を明確にするとともに、教育施策を総合的に進めていくための指針となるものです。また、「沼津市教育基本構想実施計画」は、「沼津市教育大綱」や「沼津市教育基本構想」に示された理念や方向性の具現化を図るための具体的施策を定めたものです。

「沼津市教育基本構想」では、第2章第1節「地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進」の「1 郷土を愛する心の育成」において、文化財の保存・活用については、「後世に伝え残していくために、適切な整備や管理、保存を進めます。」と掲げました。

「沼津市教育基本構想実施計画」では、具体的事業を明記しており、このうち「史跡等保全整備事業」は、歴史的に価値のある興国寺城跡及び高尾山古墳、松城家住宅、大瀬崎のビャクシン樹林を保存・活用するため、計画の策定など整備や活用に向けた検討を行い、整備の過程にあっても、文化財の価値の啓発イベントや情報発信を実施することとしています。また、「史跡等活用事業」では、整備が完了した長浜城跡、帯笑園など、市内各所に所在する文化財を啓発するため情報発信するとともに、地域住民と協働し地域の宝として活用を図ります。さらに、文化財センターを拠点として、児童生徒を対象に文化財に関わる体験イベントを実施するほか、市民を対象に文化財めぐりや出前講座などを開催し、文化財の魅力をPRします。



沼津市教育基本構想の目的
「誇り高い沼津を創造する 貴き志を持つ人づくり」

部・章	節	項	目	施策の方向（抜粋）
第Ⅱ部 第Ⅰ章 人間力を磨く 教育	第Ⅰ節 確かな知性の育成	3 知を支える教育環境の充実	(3)知を支える社会教育施設の充実	子どもたちが郷土の偉人の功績や昔の生活を学ぶ地域学習の場として活用できるよう、学校教育と連携した取り組みを進めます。
	第Ⅱ節 豊かな心の育成	1 社会と関わる力の育成	(4)持続可能な開発のための教育(ESD)の推進	幅広い世代を対象とした環境教育の機会を設け、顕在化している環境問題への認識を促すため、市・事業者・学校が連携した環境教育を推進します。
第Ⅱ部 第Ⅱ章 地域総がかりで 取り組む教育	第Ⅰ節 地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進	1 郷土を愛する心の育成	(1)地域学習の推進	地域の歴史や先人の働き等を学ぶことや、地域の課題を解決する過程を通して、郷土に対する愛着や誇りを育み、将来の地域社会を担う人材の育成につなげていきます。
			(2)郷土を学ぶ教育施設の充実	博物館等において、資料の収集・整理と適切な保管に努め、地域のなりたちや暮らしを伝える貴重な資料を次世代に引き継ぎます。
			(3)文化財の保存・活用	国民共有の財産である史跡や天然記念物、有形文化財等については、後世に残していくために、適切な整備や管理、保存を進めます。また、史跡めぐりや体験学習、地域での出張展示など、歴史資源を活用して文化財に触れる機会を提供します。文化財の魅力などを市民に向け啓発することにより、文化財を守り、活用していく担い手の育成に取り組めます。
			(4)地域史の活用	沼津市史や戸田村史の編さん過程で収集した資料などについて適切に保存管理し、調査研究の成果を市民に提供するなど活用を図ります。また、歴史資料などを継続して収集するとともに、重要な行政文書の適切な保存に努めます。

図3 沼津市教育基本構想における文化財の位置付け

序章
第Ⅰ章
第Ⅱ章
第Ⅲ章
第Ⅳ章
第Ⅴ章
第Ⅵ章
第Ⅶ章
第Ⅷ章
資料集



2 市の関連計画

本市が策定した計画の中で、文化財に関する記述がある計画は次のとおりです。

表2 市の関連計画の一覧

番号	分野	名称	策定期期
1	地方創生	第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和3年3月
2	都市計画 (まちづくり)	第2次沼津市都市計画マスタープラン	平成29年1月
3	都市計画 (まちづくり)	沼津市景観計画	平成22年12月 令和6年4月改定
4	都市計画 (公園・緑地)	第2次沼津市緑の基本計画	令和3年2月
5	環境	第2次沼津市環境基本計画	令和3年3月
6	産業(観光振興)	沼津市観光振興ビジョン	令和3年3月
7	管財	沼津市公共施設マネジメント計画 (沼津市歴史民俗資料館移転整備基本構想)	令和4年3月改訂 (令和5年10月)
8	地方創生	沼津市戸田地区過疎地域持続的発展計画	令和3年10月
9	I C T	沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画	令和3年3月
10	防災	沼津市地域防災計画	令和5年3月修正

(1) 第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定：令和3年(2021)3月

期間：令和3年度(2021)～令和7年度(2025)

「第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、本市のまち・ひと・しごと創生に関する目標と講ずべき施策の基本的方向性を示すものです。本戦略では、基本的視点として、自然環境や歴史・文化遺産などの地域資源を活用して交流人口の拡大を図ることを掲げており、基本目標「沼津への新しいひとの流れをつくる」を達成するための施策の方向2-1「まちなか居住の推進と都市的魅力の向上」の具体的な取り組みの1つとして、「文化財の保存活用」を位置付けました。ここでは、「市内の文化財を西部、中央、北部、南部の4つのエリアに分け、それぞれの拠点となる本市固有の貴重な財産である文化財を中心に、地域資源として保存活用を図る」ことを目的とし、「講演会や体験学習等文化財活用事業の開催」、「SNS等を利用した情報発信」、「公開活用事業」などに取り組みます。

(2) 第2次沼津市都市計画マスタープラン

策定：平成29年(2017)1月

期間：平成29年度(2017)～令和18年度(2036)

「第2次沼津市都市計画マスタープラン」では沼津市の都市計画に関する基本的な方針を定めました。「人と環境を大切にす県東部広域拠点都市・沼津」を都市将来像とし、



「水と緑と景観」の分野では、「③都市景観の形成」のため、「歴史・文化景観の保全と活用」をすることとし、「旧東海道沿道のまちなみを中心に、帯笑園、白隠禪師ゆかりの寺など歴史的な要素や風情を残す地区や、旧沼津御用邸、興国寺城跡、長浜城跡、松城家住宅など地域を特徴づける景観資源を活かし、歴史的な雰囲気のあるまちなみ景観の活用に努めます。」とします。

(3) 沼津市景観計画

策定：平成22年（2010）12月、改定：令和6年（2024）4月

「沼津市景観計画」は、景観法第8条に基づき、より良好でうおいのある景観づくりを、市民、事業者、行政で進めていくための計画として策定しました。「緑と水とまちなみの美しい沼津を創る」を景観形成の目標に掲げ、方針1では「富士山眺望の保全と美しく親しみやすい水辺の景観づくり」を示し、沼津御用邸記念公園や大瀬崎などの景観の保全を目指しています。方針3では「歴史・文化を感じる風景を活かした景観づくり」を示し、史跡や歴史的建造物など貴重な文化財の景観の保全・形成、社寺や石造物群などの地域の歴史を感じる資源の景観の保全・形成、根方街道などの旧街道の沿道の景観の保全・形成を目指しています。

「沼津市景観計画」では、市内に5か所の景観形成重点地区を設定していますが、このうち白隠のみち地区では「白隠のこころと歴史を大切に作る、やすらぎの“白隠の里”」を目標にした景観づくりを目指しています。戸田港周辺では「海と緑が織りなす美しいまちなみ 戸田を創る」を目標に御浜岬のイヌマキなどの樹木の保全管理、松城家住宅などを歴史文化拠点の創出に位置付け、遊歩道の整備を掲げています。

また、景観重要建造物の指定候補として安田屋旅館松棟・月棟、松蔭寺山門を、景観重要樹木として、岡宮浅間神社のクスを選定しています。

(4) 第2次沼津市緑の基本計画

策定：令和3年（2021）2月

期間：令和3年度（2021）～令和12年度（2030）

「第2次沼津市緑の基本計画」は、市内の「緑」について市が独自性と創意工夫を発揮し、まちなみの中の緑について将来あるべき姿と、それを実現していくための施策を定めたものです。「緑とともに 魅力あふれる沼津の暮らし」を緑の将来像として、「基本方針1 まもる緑」の中で、本市を特徴付ける緑の保全と活用のための施策として、史跡・名勝・天然記念物等（歴史公園も含む）の保全と活用を位置付けています。

(5) 第2次沼津市環境基本計画

策定：令和3年（2021）3月

期間：令和3年度（2021）～令和12年度（2030）



「第2次沼津市環境基本計画」は、沼津市の「脱炭素社会」、「自然共生社会」及び「循環型社会」の構築により、「持続可能なまち」の実現を目指すための行動指針を示しているもので、本市の海・山・川など豊かな自然を未来へつなぎ、守っていく必要があります。計画には「自然や豊かな生態系が持続するまち」の取り組みの中で、「自然環境調査の実施と生物の保全・管理」を行うこととし、具体的には天然記念物の保護・保全に努めます。

(6) 沼津市観光振興ビジョン

策定：令和3年（2021）3月

期間：令和3年度（2021）～令和7年度（2025）

「沼津市観光振興ビジョン」は「沼津ならではの」の地域資源を最大限に活用し、官民一体となって観光振興に取り組むことにより、地域経済の活性化のほか、シビックプライドの醸成などを図っていくために策定しました。本計画の中で、目標を具現化する4つの柱のうち「観光振興の柱2 地域資源の創造と磨きあげ」の中で「基本施策3 地域資源の創造」として、市内の歴史・文化資源のほか、海・山・川の自然資源を効果的に活用することにより、新たな地域資源を創造するとともに、これらの地域資源が、新たな沼津の魅力となるよう努めます。

(7) 沼津市公共施設マネジメント計画

策定：平成29年（2017）3月、改訂：令和4年（2022）3月

期間：平成29年度（2017）～令和28年度（2046）

「沼津市公共施設マネジメント計画」は、本市が保有する全ての公共施設等の現状を把握・分析し、今後、需要に応じた市民サービスをより良い形で提供できるよう維持しつつ、公共施設等の最適化に取り組み、これらに係る中長期的な経費を軽減・平準化するための基本的な方針や手法を示したものです。「沼津市公共施設マネジメント計画」には、本計画に示す歴史民俗資料館などの博物館等施設と沼津御用邸記念公園、帯笑園、松城家住宅の歴史的施設が掲載されています。博物館等施設については、老朽化などが課題としてあげられており、施設の統廃合や公民連携の検討を方針として示しています。また、歴史的施設については指定管理者制度などの民間活力の導入に取り組むことを方針として示しています。

沼津市歴史民俗資料館移転整備基本構想 策定：令和5年（2023）10月

現在、沼津御用邸記念公園内にある沼津市歴史民俗資料館と市内にある収蔵施設を統合し、学校の統廃合により空き校舎となった旧内浦小学校校舎に移転するための計画です。歴史民俗資料館は国の重要有形民俗文化財「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」をはじめとする数多くの文化財を所蔵しており、地域に密着した博物館を目指して移転整備を進めていきます。



(8) 沼津市戸田地区過疎地域持続的発展計画

策定：令和3年（2021）10月

期間：令和3年度（2021）～令和8年度（2026）

戸田地区ではこれまでの過疎地域自立促進計画に基づき、総合的かつ計画的に対策を講じ、個性豊かな地域の形成と自立促進を図ってきました。この結果、地域おこし協力隊の定住・起業や、深海魚やタチバナを活用した、これまでになかった新しい産業や商品が創出されるなど、新たな動きが地域内に生まれてきました。しかし、若年者の流出などによる人口減少と少子高齢化に起因する様々な問題を抱えており、戸田地区がこれからも魅力的で豊かな地域として持続的に発展していくために、これまでの取り組みを継続するとともに、新たな動きを支援していくことを目的に策定したものです。歴史文化資産に関することでは、「地域文化の振興等」において、地域の貴重な文化の振興、保存及び継承をしていくための施設として戸田造船郷土資料博物館や松城家住宅の利活用を推進します。

(9) 沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画

策定：令和3年（2021）3月

期間：令和3年度（2021）～令和7年度（2025）

ICTを活用した市民サービスの向上や行政の効率化を計画的に推進していくため、「第5次沼津市総合計画」に基づく本市情報化の新たな推進計画として策定しました。文化財に関連する施策として「ICTを活用した文化財情報の電子化」を掲げています。具体的には「市内の史跡や建造物などの文化資源情報のデジタル化を進め、オープンデータとして順次公開していく。」「整理が終了しデータ化された発掘調査報告書については、可能な限り公開を進めていく。また、新たに整理作業が終了した遺物データについては順次追加を行う。」「刊行物をデータ化し電子書籍としてウェブ上で公開する。」を今後の取り組みとしています。

(10) 沼津市地域防災計画

修正：令和5年（2023）3月

沼津市地域防災計画は、市民の生命、財産を災害から保護することを目的として、災害対策基本法第42条に基づき、沼津市防災会議において作成した計画であり、毎年検討を加え必要に応じて修正しています。「応急教育計画」のなかで「文化財の応急対策」を掲げ、指定等文化財の管理者又は所有者は、「各文化財の状態に応じ、災害に対する措置を講じておく」とし、「市長は、管理若しくは復旧のため多額の費用を要する場合は、できうる範囲の援助を行い、文化財の保全に努める」としています。



3 市の関連資料

市が策定した上位・関連計画のほかに、市内の文化財に関わるもので、市が作成した資料には次のものがあります。

表3 その他の関連資料の一覧

番号	分野	名称		策定期期
1	防災	地震・津波ハザードマップ	危機管理課	令和5年11月改定
2	広報	ぬまづの宝100選	広報課	平成23年9月選定 令和5年7月改選

(1) 地震・津波ハザードマップ

改定：令和5年（2023）11月

「静岡県第4次地震被害想定」をもとにした本市の「地震・津波ハザードマップ」では、南海トラフで発生する地震について、各地域の想定される震度と想定津波浸水域等を示しています。

(2) ぬまづの宝100選

選定：平成23年（2011）9月、改選：令和5年（2023）7月

市民から公募し寄せられた「私の沼津の自慢」の中から、特に沼津の個性と魅力を表現しているものを市民の投票などに基づき「ぬまづの宝」として選出したものです。当初の選定の後、新たな取り組みが生まれたことから、令和5年（2023）の市制100周年を機に再度選定を行い、新たなぬまづの宝100選を決定しました。宝は「自然・風景」、「歴史」、「文化・伝統・芸能」、「味覚」、「にぎわい」、「∞無限大 その他」と多岐にわたります。

4 国・県などが作成した計画

市内の文化財に関わるもので、国・静岡県などが作成した諸計画には次のものがあります。

表4 国・県などが作成した計画の一覧

番号	分野	名称		策定期期
1	自然	富士箱根伊豆国立公園（伊豆半島地域）公園計画書	環境省	平成27年7月改定
2	文化財	静岡県文化財保存活用大綱	静岡県 （文化財課）	令和2年3月策定
3	地理・地質	伊豆半島ジオパーク基本計画・行動計画	伊豆半島ジオパーク推進協議会	平成26年6月策定 令和3年6月改定



(1) 富士箱根伊豆国立公園（伊豆半島地域）公園計画書

改定：平成27年（2015）7月

富士から伊豆諸島にかけての地域は、富士山を中心に火山、山岳、湖沼、海岸、島嶼、温泉など様々な自然要素を含む変化に富んだ地域であることから、伊豆半島の海岸線の大部分と山稜の一部が、富士箱根伊豆国立公園に指定されています。公園内は4つの地域に分かれており、特別保護地区では原生林や植物群落の保護、第1種から第3種までの特別地域では自然景観の保護、普通地域では風景の保護を図ることを定めています。本市では、内浦地区から戸田地区までが国立公園の区域内になっており、海岸線や峠越えの県道沿いの区域が第2種特別区域、その周辺の山稜区域が第3種特別区域、海岸部が普通区域に指定されています。平成27年（2015）に環境省によって「富士箱根伊豆国立公園（伊豆半島地域）公園計画書」が改定されています。

(2) 静岡県文化財保存活用大綱

策定：令和2年（2020）3月

「美しい“ふじのくに”の文化財」を県民総がかりで守り、誰もが親しみながら、未来へつなぐ」を基本理念として、文化財の確実な保存、文化財を支える多様な人材の育成、文化財の効果的な活用の3つを基本方針と定めています。

(3) 伊豆半島ジオパーク基本計画・行動計画

策定：平成26年（2014）6月、改定：令和3年（2021）6月

伊豆半島は、南海の海底火山が地殻変動や大規模な火山活動によって陸地化してできあがりました。この壮大な歴史によってはぐくまれた、美しい自然環境や人の営みなどの貴重な資産を、地域の財産として残し活用していくことを目的として、平成23年（2011）に自治体などが連携して伊豆半島ジオパーク協議会を設置しました。平成24年（2012）には日本ジオパークに加盟、平成26年（2014）に「伊豆半島ジオパーク基本計画・行動計画」が定められています。平成30年（2018）に国内9地域目の世界ジオパークに認定され、令和3年（2021）に基本計画と行動計画を改定しました。本市内のジオサイトは、大型展望水門びゅうお、千本浜、我入道、牛臥山、獅子浜、口野、淡島、大平、香貫山、川窪の地震窪、愛鷹山南麓からの眺望、大瀬崎、井田、戸田・御浜岬、舟山、真城山、金冠山からの眺望、鮎壺の滝が登録されており、市の観光交流課が伊豆半島ジオパーク協議会と協力して現地に看板などの設置を行っています。



5 文化財の個別計画

本市が策定した個別の文化財の計画には、次のものがあります。このうち、「天然記念物大瀬崎のビャクシン樹林保存活用計画」は文化庁長官の認定を受けています。

表5 文化財の個別計画の一覧

番号	分類	名称	担当課	策定期期
1	国指定重要文化財（建造物）	重要文化財（建造物）松城家住宅保存活用計画	文化振興課	令和2年1月策定 令和3年1月改定
2	国指定史跡	史跡興国寺城跡保存活用計画	文化振興課	令和4年3月策定
3	国指定名勝	名勝旧沼津御用邸苑地保存活用計画	緑地公園課	平成31年3月策定
4	国指定天然記念物	天然記念物大瀬崎のビャクシン樹林保存活用計画	文化振興課	令和4年3月策定 令和4年12月認定
5	国登録記念物	国登録記念物（名勝地関係）帯笑園保存活用計画	文化振興課	平成31年3月策定

（1）重要文化財（建造物）松城家住宅保存活用計画

策定：令和2年（2020）1月、改定：令和3年（2021）1月

江戸時代に廻船業で財を成した^{まつしろひょうさく}松城兵作によって、明治6年（1873）に棟上げされた重要文化財松城家住宅の保存活用計画です。経年劣化や地震・大雨などによる損傷が大きかったことから、大規模な修復及び工事後の活用を図るための計画を策定しています。

（2）史跡興国寺城跡保存活用計画

策定：令和4年（2022）3月

期間：令和4年（2022）4月～令和14年（2032）3月

^{ほうじょうそうらん}北条早雲こと^{いせそうずい}伊勢宗瑞旗揚げの城として知られる、国史跡興国寺城跡の保存活用計画です。これまで指定地の公有化を進めると同時に発掘調査を行い、100年以上にわたる城の歴史が判明しています。この成果に基づき、興国寺城のかつての姿を伝えるための整備を目指し策定しています。

（3）名勝旧沼津御用邸苑地^{えんち}保存活用計画

策定：平成31年（2019）3月

昭和44年（1969）に沼津御用邸が廃止された後、昭和45年（1970）に本市が同敷地を沼津御用邸記念公園として開設しました。以来、都市公園として管理・運営してきましたが、平成28年（2016）に国の名勝に指定されたことから、名勝としてふさわしい保全・活用を図るため計画を策定しています。

（4）天然記念物大瀬崎のビャクシン樹林保存活用計画

策定：令和4年（2022）3月、令和4年（2022）12月文化庁長官認定



期間：令和4年（2022）4月～令和14年（2032）3月

西浦江梨の大瀬崎のビャクシン樹林の保存活用計画です。大瀬崎一帯には巨木のビャクシンが自生する群生地がありますが、指定から約90年を経て、広葉樹の拡大など環境の変化がビャクシンの保存に影響を与えつつあることから、計画を策定しています。令和4年（2022）12月に文化庁長官の認定を受けています。

（5）国登録記念物（名勝地関係）帯笑園保存活用計画

策定：平成31年（2019）3月

東海道の名園として知られた国登録記念物帯笑園の保存活用計画です。平成26年（2014）に園地を市が譲り受け整備を進めてきましたが、将来にわたって適切に後世に継承していくために、保安全管理の方針や方法、整備活用の在り方について具体的に規定することを目的として策定しています。

第3節 計画作成の体制

令和4年（2022）11月1日、沼津市教育委員会事務局文化振興課を事務局とする「沼津市文化財保存活用地域計画作成委員会」（以下、「作成委員会」という。）を設置しました。委員は法183条の9に規定される法定協議会として、学識経験者、商工関係者、観光関係者、文化財所有者、県、市から適任者を選任し、意見を聴取しました。委員及び事務局の構成は次のとおりです。

また本市では沼津市文化財保護条例に基づき、沼津市文化財保護審議会を設置しており、本計画については、沼津市文化財保護審議会においても意見聴取を行い作成しています。

1 沼津市文化財保存活用地域計画作成委員会

表6 沼津市文化財保存活用地域計画作成委員会委員名簿

役職	構成区分	氏名	所属
委員長	学識経験者	たきざわ まこと 滝沢 誠	筑波大学人文社会系教授
副委員長	学識経験者	すわま じゅん 諏訪間 順	小田原城天守閣館長
委員	学識経験者	ひぐち たけひこ 樋口 雄彦	国立歴史民俗博物館教授
委員	学識経験者	しおみ かん 塩見 寛	静岡県ヘリテージセンター長
委員	観光関係者	はらかわ たかのぶ 原川 隆信	沼津観光協会専務理事（～R5.7）
委員	観光関係者	いしはら としお 石原 俊雄	沼津観光協会事務局長（R5.8～）
委員	商工関係者	いしはら あつし 石原 厚	沼津市商工会事務局長
委員	文化財所有者	おぐり たかし 小栗 徹	文化財（建造物）所有者



役職	構成区分	氏名	所属
委員	静岡県	きくち よしのぶ 菊池 吉修	静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課文化財地域支援班長
委員	沼津市	はやし たかひろ 林 敬博	沼津市教育委員会事務局文化振興課長（～R6.3）
委員	沼津市	ふじい たかひろ 藤井 貴弘	沼津市教育委員会事務局文化振興課長（R6.4～）

表7 沼津市文化財保存活用地域計画作成委員会事務局名簿

所属	職名	氏名	備考
教育委員会	教育長	おくむら あつし 奥村 篤	
教育委員会事務局	教育次長	やまもと たかし 山本 貴史	～R6.3
	教育次長	かねこ あきひと 金子 昭人	R6.4～
教育委員会事務局文化振興課	課長	はやし たかひろ 林 敬博	～R6.3
	課長	ふじい たかひろ 藤井 貴弘	R6.4～
	課長補佐	つるた はるのり 鶴田 晴徳	～R6.3
	課長補佐	さいとう だいすけ 齋藤 大輔	
	文化財企画係長	あおき かずのぶ 青木 一修	～R6.3
	文化財企画係長	ながしま ちえこ 長島 智恵子	R6.4～
	副主任	はらだ ゆうき 原田 雄紀	
	主査	うえの なおみ 上野 尚美	R6.4～

2 沼津市文化財保護審議会

表8 沼津市文化財保護審議会委員名簿

役職	氏名	専門分野	所属	備考
委員長	かわぐち おねとし 川口 宗敏	建築	静岡文化芸術大学名誉教授	
副委員長	いのうえ えつこ 井上 悦子	美術	前伊豆市嘱託学芸員	
委員	かみの よしはる 神野 善治	民俗	武蔵野美術大学名誉教授	
委員	たきざわ まこと 滝沢 誠	考古	筑波大学人文社会系教授	
委員	しらい よしひろ 白井 芳弘	動物	TCA東京ECO動物海洋専門学校講師	
委員	きだ きよし 貴田 潔	史学	静岡大学人文社会科学部社会学科准教授	
委員	かつまた とよのぶ 勝又 豊伸	植物	静岡県樹木医学会員	
委員	まの まさみ 真野 正実	行政	沼津市都市計画部長	～R5.3
委員	つちや たけひこ 土屋 剛彦	行政	沼津市都市計画部長	R5.4～R6.3
委員	ふくおか ともき 福岡 知己	行政	沼津市都市計画部長	R6.4～

第4節 計画作成の経過

令和4年（2022）11月に委員会を設置し、令和6年（2024）3月までに計5回を開催し、本計画の検討を行いました。



表9 委員会開催日程

日付	会議名	主な内容
令和5年 1月27日	第1回沼津市文化財保存活用 地域計画作成委員会	・沼津の歴史文化についての意見聴取 ・保存活用区域などへの意見聴取
令和5年 6月2日	第2回沼津市文化財保存活用 地域計画作成委員会	※大雨のため会議は中止とし、代替の会議を書面等 で行った。
令和5年 8月25日	第3回沼津市文化財保存活用 地域計画作成委員会	・文化財の名称の取り扱いなど ・関連文化財群・保存活用区域の検討
令和5年 11月6日	第4回沼津市文化財保存活用 地域計画作成委員会	・関連文化財群・保存活用区域の検討 ・課題・方針・措置の検討
令和6年 1月31日	第5回沼津市文化財保存活用 地域計画作成委員会	・関連文化財群・保存活用区域の検討 ・課題・方針・措置の検討

また、本計画の作成にあたり、関係法令やその他の計画等との連携・調整を図るため市役所内の関係課による庁内検討会を開催しました。

表10 庁内検討会開催日程

日付	会議名	主な内容
令和5年 6月23日	第1回庁内検討会	・計画についての意見聴取 ・連携事業・協働事業についての提案
令和5年 10月17日	第2回庁内検討会 (庁内メールにて)	・計画についての意見聴取

参加関係課：政策企画課、広報課、地域自治課、商工振興課、観光戦略課、まちづくり政策課、まちづくり指導課、緑地公園課、学校教育課、生涯学習課、市立図書館（以上第1・2回参加）、資産活用課、ICT推進課、農林農地課、水産海浜課、ウィズスポーツ課、環境政策課、市街地整備課、資産活用課、河川課、危機管理課、教育企画課（以上第2回参加）

第5節 計画の期間、進捗管理と自己評価の方法

1 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025）から令和14年度（2032）までの8年間とします。本計画の上位計画である第5次沼津市総合計画は令和3年度（2021）から10年間、沼津市教育基本構想は令和3年度（2021）から5年間となっており、次期上位計画と次期地域計画に2年間の差があります。これは、次期上位計画の内容を鑑み、事業成果の検証と課題の再整理を行ったうえで、上位計画を次期地域計画に反映させるためです。

表11 計画期間

計画名	年度															
	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034		
第5次 沼津市総合計画	← 前期推進計画				← 後期推進計画						次期計画					
沼津市教育大綱・沼 津市教育基本構想					← 次期計画											
沼津市文化財保存 活用地域計画											● 検証		次期			



2 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画の着実な実施のため、計画に記載された措置等の取組状況について自己評価を行い、進捗状況を点検・確認します。また、自己評価の結果は、沼津市文化財保護審議会に適宜報告し、次期地域計画へ反映させていくこととします。

なお、本計画に、「計画期間の変更」、「市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」が生じた場合は、文化庁長官による変更の認定を受けることとし、それ以外の軽微な変更については、文化庁及び静岡県へ情報提供します。



図4 計画の進捗管理と自己評価のイメージ (PDCAサイクルによる管理)

第6節 対象とする歴史文化資産の定義

文化財保護法では、6類型の文化財と埋蔵文化財、文化財の保存技術を保護の対象としています。

6類型の文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）と埋蔵文化財、文化財の保存技術

未調査やこれまで文化財として取り上げていないものについては、価値付けが定まっていないことから、文化財保護法のどの分類にあてはめるべきかについて、調査により明らかとなった価値に基づき妥当と判断される類型に区分し、保存を図ります。

特に、身近にある文化財として石造物がありますが、石造物はその保存すべき価値によって建造物、彫刻、歴史資料、考古資料、有形の民俗文化財の類型に分類されます。

価値付けが定まっていないもの：未調査の石造物

このほか、社寺や旧家のように、建物や所蔵品、諸行事、所在地・空間が持つ歴史などが総体として本市の歴史文化と深く関わるものがあります。また、文学作品や映画・テレビドラマ、アニメ「ラブライブ！サンシャイン!!」などに登場する地は、「聖地巡礼」という形で多くの人に注目されていますが、作品を通じて将来にわたり沼津の姿が伝え継がれていく場所でもあります。さらに、現在に至るまで続く歴史的な産業、伝承や地名、方言なども、本市の歴史文化の理解には欠かせない要素ですが、文化財保護法で定義されていないことから、これまで文化財としては取り上げていないものです。



これまで文化財として取り上げていないもの：^{ゆかり}縁の地、歴史的産業、伝承・地名・方言

本計画では、文化財保護法で保護対象とする6種類の文化財と埋蔵文化財、文化財の保存技術に加え、「価値付けが定まっていないもの」として未調査の石造物を取り上げます。さらに、「これまで文化財として取り上げていないもの」である縁の地、歴史的産業、伝承・地名・方言も含めて「歴史文化資産」と総称することとし、第1章以降はこの名称を使用します。

表12 本計画における歴史文化資産の概念

		文化財の分類		備考	略称	
本計画における「歴史文化資産」	法に定義されるもの	6種類の文化財	有形文化財	建造物	社寺建築、住宅、土木構造物等	有建
				美術 工艺品	絵画	仏教画、肖像画、山水画等
			彫刻		仏像、面等	
			工艺品		太刀、甲冑、梵鐘、鯛口等	
			書跡・典籍		宸翰、和漢名家筆跡、和書、漢籍等	
			古文書		古文書、日記、記録類、木簡、印章等	
			考古資料		土器、石器、古墳の出土品等	
		無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等	無形		
		民俗文化財	有形の民俗文化財	無形の民俗文化財に用いられる衣服・器具・家具等	民俗	
			無形の民俗文化財	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術、食等		
		記念物	遺跡	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅跡等	遺跡	
			名勝地	庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳等	名勝	
			動物・植物・ 地質鉱物	動物	日本特有の動物及びその棲息地等	天然
				植物	巨木、原始林、稀有の森林植物相等	
	地質鉱物	岩石、鉱物、地層、地質現象等				
	文化的景観	棚田、里山、用水路等	景観			
	伝統的建造物群	宿場町、城下町、農漁村等	伝建			
埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財	埋文				
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料や用具の生産等	技術				
定まっていないもの	未調査の石造物	庚申塔、道祖神、石碑等	石造			
これまで文化財として取り上げていないもの	縁の地	神社・寺院・旧家の所在する場所・空間、文学・映画・テレビドラマ・アニメ作品などにゆかりのある地	縁地			
	歴史的産業	歴史ある名産品と関連産業	産業			
	伝承・地名・方言	伝承、特徴ある地名、方言	伝承			